

## 安全データシート (SDS)

### 1・製品等及び会社情報

化学物資等の名称 (製品名)	脱脂剤
製品コード	
会社名	株式会社ドット・シー
住所	千葉県松戸市常盤平 6-28-14
担当部門	
担当者	渡辺 隆二
電話番号	047-711-6066
FAX番号	047-711-6067
作成日	2015年10月15日
改訂日	
推奨用途及び使用上の制限	

### 2・危険有害性の要約

#### GHS 分類

引火性液体 区分 2  
 急性毒性 (経皮) 区分 5  
 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分 2  
 眼に対する重篤な損傷性又は目刺激性 区分 2  
 生殖毒性 区分 1B  
 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 1 (腎臓、中枢神経、全身毒性)  
 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 2 (血管系)  
 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 3 (気道刺激性・麻酔作用)  
 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分 1 (神経系)  
 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分 2 (肝臓、血液系、血管系、精巣、皮膚、脾臓、呼吸器系)  
 吸引性呼吸器有害性 区分 1  
 水生環境有害性 (急性) 区 2  
 水生環境有害性 (長期間) 区分 2

※記載のないものは分類対象外または分類できない

#### GHS ラベル要素

##### シンボル



注意喚起語 危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気  
 皮膚に接触すると有害のおそれ  
 皮膚刺激

強い眼刺激

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

臓器（腎臓、中枢神経、全身毒性）の障害

臓器（血管系）の障害のおそれ

呼吸器への刺激のおそれ

眠気又はめまいのおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器（神経系）の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器（肝臓、血液系、血管系、精巣、皮膚、脾臓、呼吸器系）の障害のおそれ

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

水生生物に毒性

長期継続的影響によって水生生物に毒性

#### 注意書き〔安全対策〕

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み、理解するまで取り扱わないこと。

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。

容器を密閉しておくこと。

容器を接地すること。アースを取ること。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

環境への放出を避けること。

取扱い後は手をよく洗うこと。

#### 〔応急措置〕

火災の場合：消火するために適切な消火方法をとること。

皮膚又は髪に付着した場合：ただちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水、シャワーで洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。

汚染された衣類を脱ぎ再使用する場合には洗濯をすること。

眼に入った場合：水で15分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合：医師の診断・手当てを受けること。

ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。

気分が悪いときは医師の診断、手当てを受けること。

漏出物を回収すること。

#### 〔保管〕

容器を密閉して換気の良い冷所で施錠して保管すること。

#### 〔廃棄〕

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

### 3. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

含有成分及び含有量

成分・化学名	含有量M%	CAS No.	化審法 No	安衛法 No.	PRTR 法 No	毒劇法 No
石油系炭化水素	85-90	非公開	非公開	非公開	非公開	非公開
キシレン		1330-20-7	(3)-3・(3)-60	136	非該当	非該当
トリメチルベンゼン		25551-13-7	非該当	404	非該当	非該当
シクロヘキサン		110-82-7	(3)-2233	232	非該当	非該当
n-ヘキサン		110-54-3	(2)-6	520	1種 392	非該当
3-メチルペンタン		96-14-0	非該当	520	非該当	非該当
2-メチルペンタン		107-83-5	非該当	520	非該当	非該当
イソプロピルアルコール	10-15	67-63-0	(2)-207	494	非該当	非該当

化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報告示整理番号

安衛法：労働安全衛生法（安衛法）第57条の2第1項政令指定物質の政令番号

PRTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握及び改善の促進に関する法律（PRTR法）対象化学物質の政令番号

毒劇法：毒物及び劇物取締法

### 4・応急措置

吸入した場合

- ・吸入して気分が悪くなった場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。
- ・気分が悪いときは、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

- ・液が付着した場合はただちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水、シャワー、石鹸で洗うこと。溶剤、シンナー類は使用しないこと。
- ・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- ・皮膚刺激が生じた場合は医師の手当てを受けること。

眼に入った場合

- ・清浄な水で最低 15 分間眼を洗浄すること。洗浄の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄すること。
- ・コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続けること。
- ・眼の刺激が続く場合は医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

- ・直ちに水で口の中を洗浄し、医師の診断を受けること。その際、無理に吐かせないこと。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

- ・特になし。

応急措置をする者の保護

- ・適切な保護具（保護眼鏡、防護マスク、手袋等）を着用する。
- ・換気を行う。

医師に対する特別な注意事項

- ・特になし

### 5. 火災時の措置

## 消火剤

- ・炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂

## 使ってはならない消火剤

- ・水

## 火災時の特有の危険有害性

- ・不完全燃焼が起これば、一酸化炭素が発生するおそれがあるので、消火作業の際には、煙を吸入しないように注意する。

## 特有の消火方法

- ・消火作業は、可能な限り風上から行う。
- ・消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
- ・消火用の水を水生環境に排水しないこと。

## 消火を行う者の保護

- ・消火作業の際は適切な保護具（耐熱着衣、呼吸保護マスク、自給式呼吸器）を着用すること。

## 6、漏出時の処置

### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外の立ち入りを禁止し、二次災害を防止する。
- ・作業の際には適切な保護具（耐溶剤手袋・耐薬品手袋・有機ガス用防毒マスク・保護服・保護眼鏡等）を着用し、眼、皮膚への接触を避ける。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火用器材を準備する。

### 環境に対する注意事項

- ・流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさせないように注意する。

### 回収、中和

- ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。
- ・大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置する。

### 封じ込め及び浄化の方法・機材

- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。

### 二次災害の防止法

- ・付近のすべての着火源、高温帯及び付近の可燃物を素早く取り除く。

## 7. 取り扱い及び保管上の注意

### 取扱い 技術的対策

- ・製品記載の使用上の注意を良く読み、用途以外に使用しないこと。
- ・使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・取り扱い後は手洗い、うがい、洗顔を十分に行なう。衣類に付着した場合は着替えること。休憩所とくに汚染された保護具を持ち込まないこと。
- ・適切な設備対策を行い、適切な保護具を着用する。

### 局所排気・全体換気

- ・適切な局所排気、全体換気を行うこと。

### 安全取扱い注意事項

- ・周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
- ・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
- ・容器内の圧力が高くなっている場合はふたを少しゆるめて圧力を抜き、蓋を外す。
- ・静電気対策の為、装置等は設置し、電気機器類は防爆型（安全増型）を使用する。
- ・作業中は、帯電防止型の作業服、安全靴を使用する。
- ・工具は、火花防止型のものを使用する。

- ・使用済みウエス等は廃棄するまで水につけておく。
- ・ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。
- ・接触、吸入又は飲み込まないこと。
- ・眼に入れないこと。
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・下水管に流さないこと。

#### 保管 技術的対策

- ・保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。
- ・保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けてはならない。
- ・保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。
- ・保管場所には危険物を貯蔵し、又は取扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。

#### 保管条件

- ・熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。一禁煙
- ・容器は密栓し、直射日光の当たる場所や高温になるところを避け、風通しの良い冷暗所で保管すること。
- ・施錠して保管すること。

#### 安全な容器包装材料

- ・特になし。

## 8. 暴露防止及び保護措置

### 設備対策

：静電気放電に対する予防措置を講ずること。

取扱い設備は防爆型を使用する。

取扱所の近くには高温、発火源となるものがおかれぬような設備とすること。

この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。

空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。

高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つために換気装置を設置する。

	管理濃度	日本衛生学会	ACGIH	
		許容濃度	TLV-TWA	TLV-STEL
石油系炭化水素	未設定	未設定	100ppm	未設定
キシレン	50ppm	50ppm	100ppm	150ppm
トリメチルベンゼン	未設定	25ppm	25ppm	未設定
シクロヘキサン	未設定	150ppm	100ppm	未設定
n-ヘキサン	40ppm	40ppm	未設定	未設定
3-メチルペンタン	未設定	未設定	500ppm	1000ppm
イソプロピルアルコール	200ppm	400ppm	200ppm	400ppm

### 保護具

呼吸器用の保護具 : 適切な呼吸器保護具

手の保護具 : 適切な保護手袋

眼の保護具 : 安全眼鏡（ゴーグルタイプ）

皮膚及び身体の保護具 : 適切な顔面用の保護具及び長袖作業衣

適切な衛生対策 : この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

---

## 9. 物理的及び化学的性質

外観・形状	: 無色透明 液体
臭い	: 溶剤臭
比重	: 0.70 (20°C)
沸点	: 60°C~195°C
引火点	: -20°C以下
自然発火温度	: 225°C
爆発範囲	: (下限) 1.0% (上限) 12%
溶解性	: 非可溶
pH 値	: なし

---

## 10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常の条件においては安定である。
危険有害反応可能性	: 酸化剤との接触により、発熱のおそれがある。
避けるべき条件	: データなし
混触危険物質	: 情報なし
危険有害な分解生成物	: 燃焼すると CO、NO <sub>x</sub> などを発生することがある。

---

## 11. 有害性情報 (人についての症例・疫学的情報含む)

製品全体としての有害性情報

記載のないものは、GHS 分類でカットオフ値以下であるもの、知見なし、あるいはデータなしの成分

急性毒性	経口: データなし 経皮: 皮膚に接触すると有害のおそれ (区分 5)
皮膚腐食性および皮膚刺激性	皮膚刺激 (区分 2)
眼に対する重篤な損傷性又は刺激性	強い眼刺激 (区分 2)
呼吸器感作製性又は皮膚感作性	データなし
生殖細胞変異原性	データなし
発がん性	データなし
生殖毒性	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (区分 1B)
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	臓器 (腎臓、中枢神経、全身毒性) の障害 (区分 1) 臓器 (血管系) の障害のおそれ (区分 2) 呼吸器への刺激のおそれ (区分 3) 眠気又はめまいのおそれ (区分 3)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	長期にわたる、又は反復ばく露による臓器 (神経系) の障害 (区分 1) 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器 (肝臓、血液系、血管系、精巣、皮膚、脾臓、呼吸器系) の障害のおそれ (区分 2)
吸引力呼吸器有害性	飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ (区分 1)

---

## 12. 環境影響情報

製品全体としての有害性情報

記載のないものは、GHS 分類でカットオフ値以下であるもの、知見なし、あるいはデータなしの成分

生態毒性

水生環境急性有害性	キシレン LC50 3.3mg/L/96H (魚類・ニジマス)
	トリメチルベンゼン LC50 5400 μg/L/96H (甲殻類・グラスシュリンプ)
	シクロヘキサン EC50 0.9mg/L/48H (甲殻類・オオミジンコ)
水生環境慢性有害性	データなし

残留性・分解性	データなし
生態蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし
一般注意	漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与えるおそれがあるので、取扱いには注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

### 13. 廃棄上の注意

#### 残余廃棄物

- ・ 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
- ・ 容器、利き装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・ 排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連する法規に従って処理を行うか、委託すること。
- ・ 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

#### 汚染容器及び包装

- ・ 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
- ・ 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

### 14. 輸送上の注意

#### 国際規制

国連分類	引火性液体類 水不溶 危険等級II
国連番号	1993
品名	引火性液体、n.o.s.

#### 国内規制

容器イエローカード 128

#### 特別安全対策

##### 積載方法

- ・ 運搬時の積み重ね高さは3m以下

##### 輸送の特定の安全対策及び条件

- ・ 危険物は該当危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。
- ・ 危険物または危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。
- ・ 危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生する恐れがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。
- ・ 食料や資料と一緒に輸送してはならない。
- ・ 水漏れ厳禁
- ・ 横積み厳禁
- ・ 容器は転倒、転落、衝撃などを避けること。
- ・ 容器は温度の上昇を防止すること
- ・ 該当法令に従い、包装、表示、輸送を行う。

### 15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法：第一種指定化学物質

労働安全衛生法：名称等を通知すべき有害物

法第57条の2、施工令第18条の2別表第9

◇キシレン【政令番号 136】

◇トリメチルベンゼン【政令番号 404】

- ◇シクロヘキサン【政令番号 232】
- ◇n-ヘキサン【政令番号 520】
- ◇3-メチルペンタン【政令番号 520】
- ◇2-メチルペンタン【政令番号 520】
- ◇イソプロピルアルコール【政令番号 494】
- 名称等を表示すべき有害物
- 法第57条の1、施工令第18条
- ◇n-ヘキサン【政令番号 27】
- ◇イソプロピルアルコール【政令番号 2の3】
- 危険物・引火性の物
- 施工令別表第1第4号
- 有機溶剤中毒予防規則（第二種有機溶剤等）
- 施工令別表第6の2
- じん肺法 : 該当しない
- PRTR法 : 第一種指定化学物質
- 法第2条第2項、施工令代1条別表第1
- ◇n-ヘキサン【政令番号 392】
- 消防法 : 危険物第四類引火性液体、第一石油類（非水溶性）
- (法第2条第7項危険物別表第1・第4類)
- 船舶安全法 : 該当しない
- 航空法 : 該当しない
- 水質汚濁防止法 : 指定物質
- 法第2条第4項、施工令第3条の3
- ◇キシレン【政令番号 28】
- 海洋汚染防止法 : 危険物
- 施工令別表第1の4
- ◇ヘキサン【政令番号 19】
- ◇キシレン【政令番号 7】
- ◇シクロヘキサン【政令番号 12】
- 有害液体物質（Y類物質）
- 施工令別表第1
- ◇ヘキサン【政令番号 365】
- ◇キシレン【政令番号 120】
- ◇シクロヘキサン【政令番号 172】

---

## 16. その他の情報

### 参考文献

- GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 - ラベル作業場内の表示及び安全データシート (SDS) JIS Z 7253(2012)
  - GHS分類結果データベース (独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)
  - JCDB 化学品法規制チェックシステム
  - J-CHECK ホームページ(独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)
- 

### ※注意

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として取り扱う事業者提供されるものです。  
 取り扱う事業者はこれを参考として自らの責任において、個々の取り扱いなどの実態に応じた適切

---

な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。  
従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。